

(議案第4号)

長浜水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、本年10月から、育児休業を取得できる回数を2回に増加させることや会計年度任用職員の育児休業の取得を夫婦交代でできることなど要件の緩和が行われたことから、標記条例の一部を改正するものです。

1. 改正内容

(1) 育児休業の取得回数制限の緩和等

① 育児休業の取得回数を原則2回（現行は原則1回）に緩和

②（主に男性職員）上記①に加え、子の出生後8週間以内の育児休業の取得回数を2回（現行は1回）に緩和

(2) 非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和

取得要件を「子が1歳6か月に達する日までに、任期が満了すること等が明らかでないこと」から、「子の出生日から起算して8週間と6月を経過する日までに、任期が満了すること等が明らかでないこと」に緩和

(3) 非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

会計年度任用職員の子が1歳以降に取得できる育児休業について、夫婦交代での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とする規定を整備します。

2. 施行期日

令和4年10月1日から施行するものです。